

新町まちづくり計画 (素案)

(その2)



南部町・南部川村合併協議会

目 次

1 . 基本的な条件 -----	1
(1) 合併の必要性 -----	1
(2) 住民の意向 -----	3
(3) 目標、計画策定の方針 -----	5
2 . 新町の概況 -----	6
(1) 位置と地勢 -----	6
(2) 人口 -----	7
(3) 土地利用 -----	9
3 . 新町まちづくりの基本方針 -----	10
(1) 新町の将来像 -----	10
(2) 人口フレーム -----	11
(3) 新町の地域構造 -----	12
(4) 新町まちづくりの施策と基本方針 -----	14
(5) 重点プロジェクト -----	16
(6) 将来像実現の方策 -----	19
4 . 新町のまちづくり施策と事業 -----	20
(1) 産業の育成・振興 -----	22
(2) 教育・文化の充実・創造 -----	23
(3) 保健・医療・福祉の充実 -----	24
(4) 環境の整備・保全 -----	25
(5) 生活基盤の整備 -----	26
(6) 交流・連携の促進 -----	28
5 . 新町における和歌山県事業の推進 -----	30
6 . 公共的施設の適正配置と整備 -----	31
7 . 財政計画 -----	32

1. 基本的な条件

(1) 合併の必要性

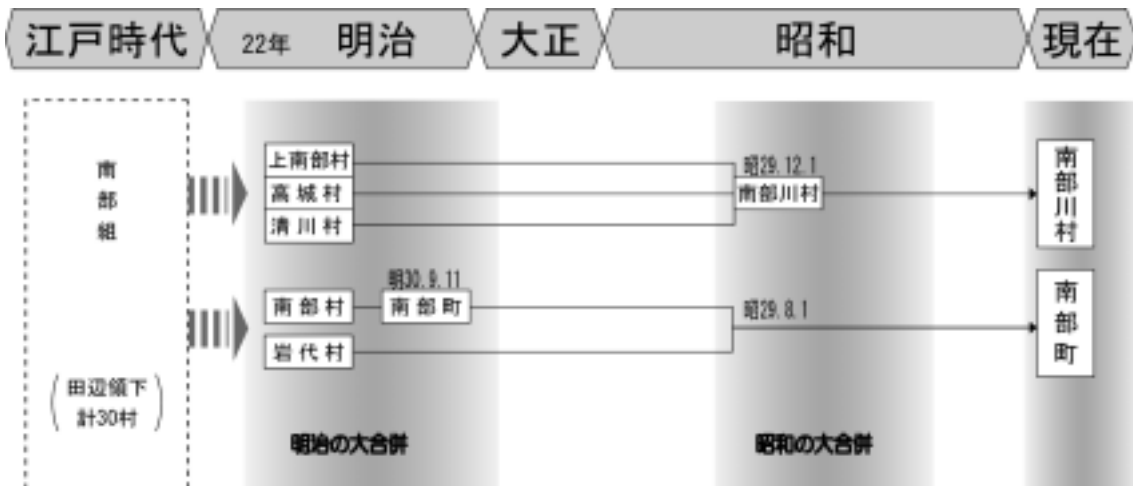
1) 歴史的経緯

南部川を流域とする南部町・南部川村の地域は、古代においては日高六郷の一つ「南部郷」として、平安時代から中世にかけては「南部庄」と一つの地域を構成していました。江戸時代に入ってからこの地域においては、現在の町村境をまたいで村々が交錯するように「南部組」という組が構成され一つの地域として機能していました。

明治の大合併では、近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行し、戸籍や小学校などの基本的な仕事処理できるような自治体能力をもたせるために、300～500戸を標準として町村合併が強制的に進められました。この大合併により両町村においても、30あった村々が、現南部町の地域については南部村と岩代村に、現南部川村の地域については上南部村、高城村、清川村に合併されました。

昭和の大合併においては、第二次大戦後の新憲法のもとで、仕事や権限はできるだけ地方自治体に、とりわけ住民に最も身近な基礎自治体である市町村に配分すべきであるという考え方のもと、社会福祉や保健衛生、学校教育や消防などの多くの仕事が市町村でこなせるよう、昭和28年に「町村合併促進法」が制定されました。当地域では、地域の一体性を実現する意義から南部川流域の5町村による合併が検討されていた時期もありましたが、昭和29年8月に岩代村が南部町に統合され、その後昭和29年12月には上南部村、高城村、清川村の3村が合併され南部川村として発足し、現在に至っています。

図表1 江戸時代から現在に至るまでの2町村の足跡



2) 住民ニーズの高度化・多様化へ対応します

景気の低迷による企業の倒産、高度情報社会の進展、地球規模での環境問題の顕在化など社会経済システムが大きく変わりつつあります。同時に、これは地域住民の生活の変化でもあり、地域における基礎的自治体である市町村は、地域社会の変容に対応していくことが求められています。

特に、全国的な傾向として少子高齢化が進んでおり、税負担者の減少・税消費者の増加が進む反面で、保健・医療・福祉などの分野において、これまでにない多様な住民ニーズが発生してくることが予想されます。

今後、地域間競争や国際競争の激化、連携・交流の促進の中で、行財政基盤の強化等に努め、高度かつ多様な住民ニーズに応えていくことが重要になります。

3) 財政基盤の強化・効率化を図ります

近年、全国的に経済活動の低迷が続いており、国や県、市町村の財政状況も極めて厳しい状況に置かれています。

特に、市町村の歳入について、地方交付税や国県支出金、地方債など依存型の財政構造になっている地域が多く、両町村も同じような状況にあると言わざるを得ません。

一方、総務省が平成 14 年度より地方交付税改革に着手し、今後は、地方交付税の総額削減なども検討課題となっており、現行の地方交付税制度などの財政制度の維持が難しくなっていることも事実です。

これからは、国や県への依存を減らしつつ、あらゆる局面で行財政改革に取り組み、財政基盤の強化を図るとともに、効率的な財政運営に努める必要があります。

4) 地方分権化に対応し自治能力の向上を図ります

平成 12 年 4 月より地方分権一括法が施行され、地方分権が進展しつつあります。これにより、市町村への権限委譲が進み、市町村事務が拡大すると同時にその責任もますます重くなっています。

さらに、社会システムの変化に伴い、これまでに経験したことのない行政対応に迫られることが予想され、市町村の適切・的確な判断と対応が求められます。

今後、組織体制の整理や再編成を行い、専門的な知識をもつ職員の育成、配置などに取り組み、中央集権型行政システムから脱却し、市町村の自治能力を高めていく必要があります。

(2) 住民の意向

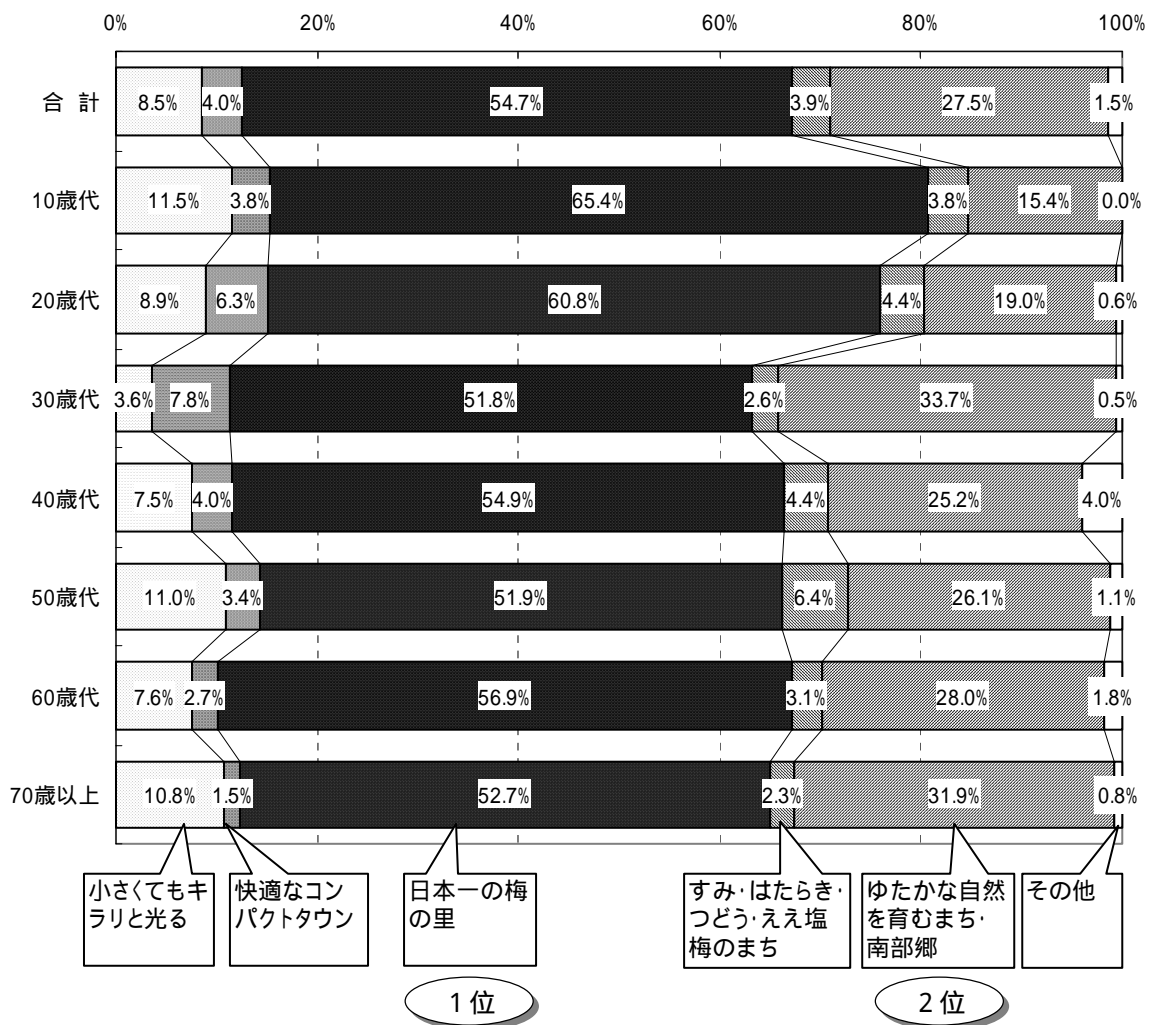
住民意向を十分に把握するために実施したアンケート調査の結果の中で、本計画づくりに活かしていく内容については、次のとおりです。

1) まちの将来イメージ

全体、町村別いずれも第1位は「日本一の梅の里」、第2位は「豊かな自然を育むまち」、第3位「小さくてもキラリと光る」となっています。

年代別に見ても、第1位が「日本一の梅の里」、第2位が「豊かな自然を育むまち」で全体の傾向と同様です。特に20歳代は「日本一の梅の里」と答える人が多く、6割を超えています。第3位も30歳代の「快適なコンパクトタウン」を除いて「小さくてもキラリと光る」となっています。

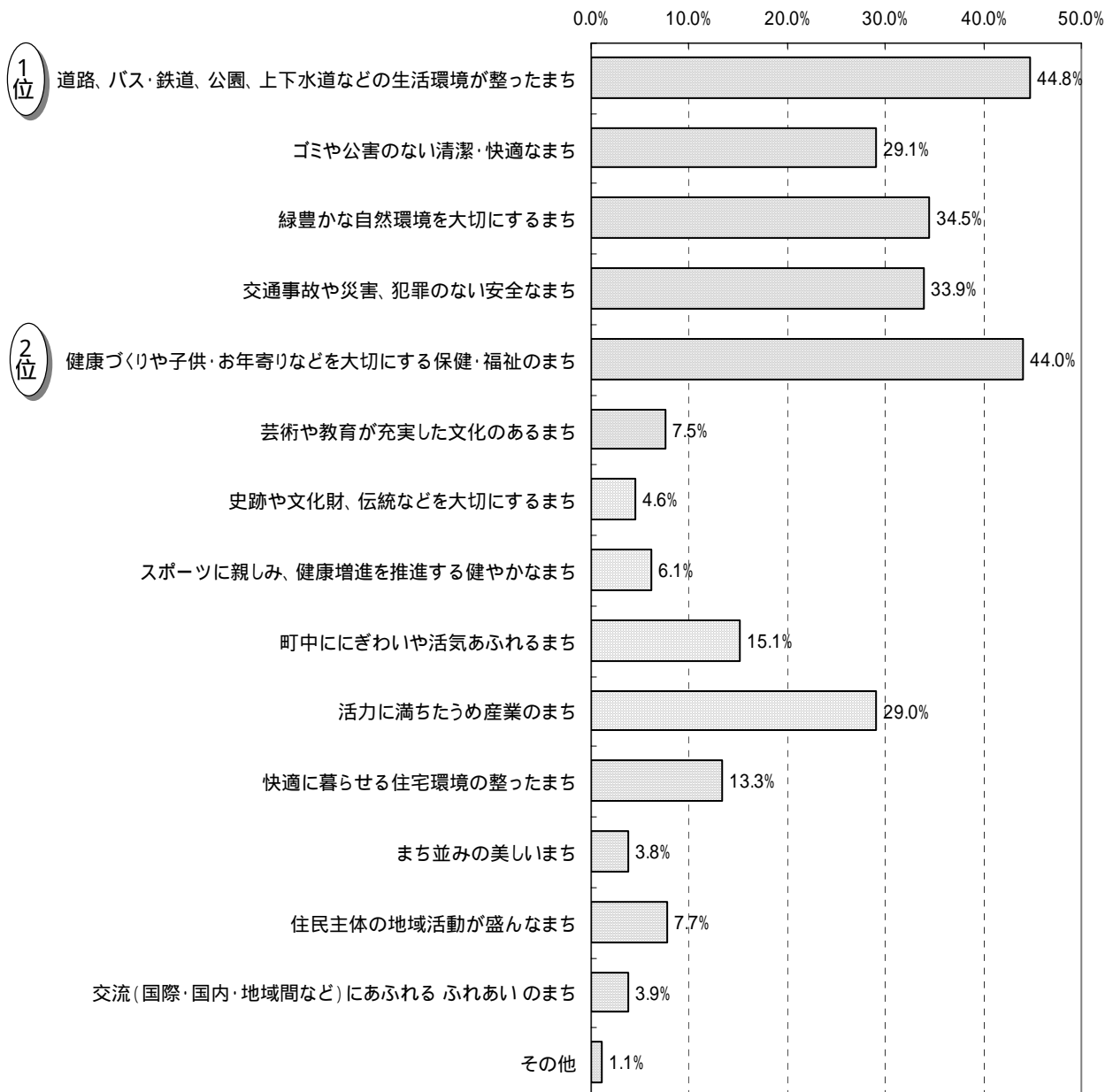
図表2 新町の将来イメージについて



2) まちづくり・人づくりの将来

全体で最も多い回答は、「道路、バス・鉄道、公園、上下水道などの生活環境が整ったまち」で45%、ほとんど同率で「健康づくりや子供・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち」が続いており、第3位は「緑豊かな自然環境を大切にするまち」の35%となっています。

図表3 まちづくり・人づくりの将来について（複数回答）



(3) 目標、計画策定の方針

1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するものです。南部町と南部川村が合併後に新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、基本方針に基づく各分野の施策の方向を示したまちづくり計画を策定し、総合的かつ効果的にその実現を図ることにより、新町の速やかな一体化を促進し、均衡ある発展と住民福祉の向上などを進めます。

なお、より詳細かつ具体的内容については、新町において策定する基本構想や基本計画などに委ねるものとします。

2) 計画の構成

本計画は、新町を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策、公共施設の適正配置及び財政計画を中心として構成します。

3) 計画の期間

本計画の期間は、合併年度と平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

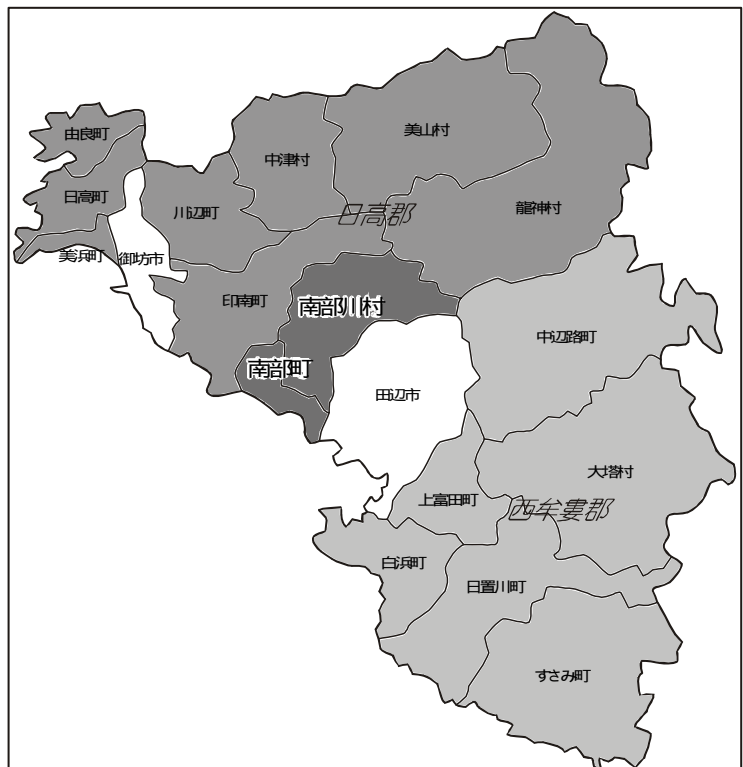
2. 新町の概況

(1) 位置と地勢

当地域は、紀伊半島の南西部、和歌山県の海岸線のほぼ中央に位置しています。南部町・南部川村の両町村は日高郡に属し、紀南地域の中心都市である田辺市に隣接し、生活圏域としては田辺広域圏と日高広域圏の中間地域に位置しています。

南部町の面積は 26.08 k m² (和歌山県下で 45 位)、南部川村の面積は 94.18 k m² (同 19 位)、両町村合わせて総面積 120.26 k m² の自治体となり、現在の和歌山県下市町村平均面積の 94.51 k m² を少し上回ることとなり、和歌山県全域面積 (4,725 k m²) の約 2.5% を占めることとなります。

図表 4 新町の位置



(2) 人口

平成 12 年の国勢調査によると、和歌山県全体の人口は 1,069,912 人ですが、南部町と南部川村が合併すると、人口 1 万 4734 人（平成 12 年国勢調査）面積 120.26 平方キロの新町となります。

また、産業別就業者割合を見ると、2 町村全体で第一次産業が 41.4%となっており、全国平均の 5.0%と比較して極めて高く、また和歌山県平均の 10.6%と比較しても高く、典型的な農林水産業主体のまちであるといえます。

梅の生産量は、両町村合わせて平成 12 年実績で 3 万 1000 トン（全国シェア 25.6%）となり、両町村を除く田辺周辺市町村の総生産量 2 万 7700 トン（同 22.8%）を上回り、全国一の梅の生産地になります。

また、世代別の人口構成をみると、65 歳以上の高齢者比率が 23.5%となっており、やはり全国平均の 17.3%、和歌山県平均の 21.2%と比較して高く、全国的にも高齢者率の高い地域であるといえます。

図表 5 新町の基礎指標

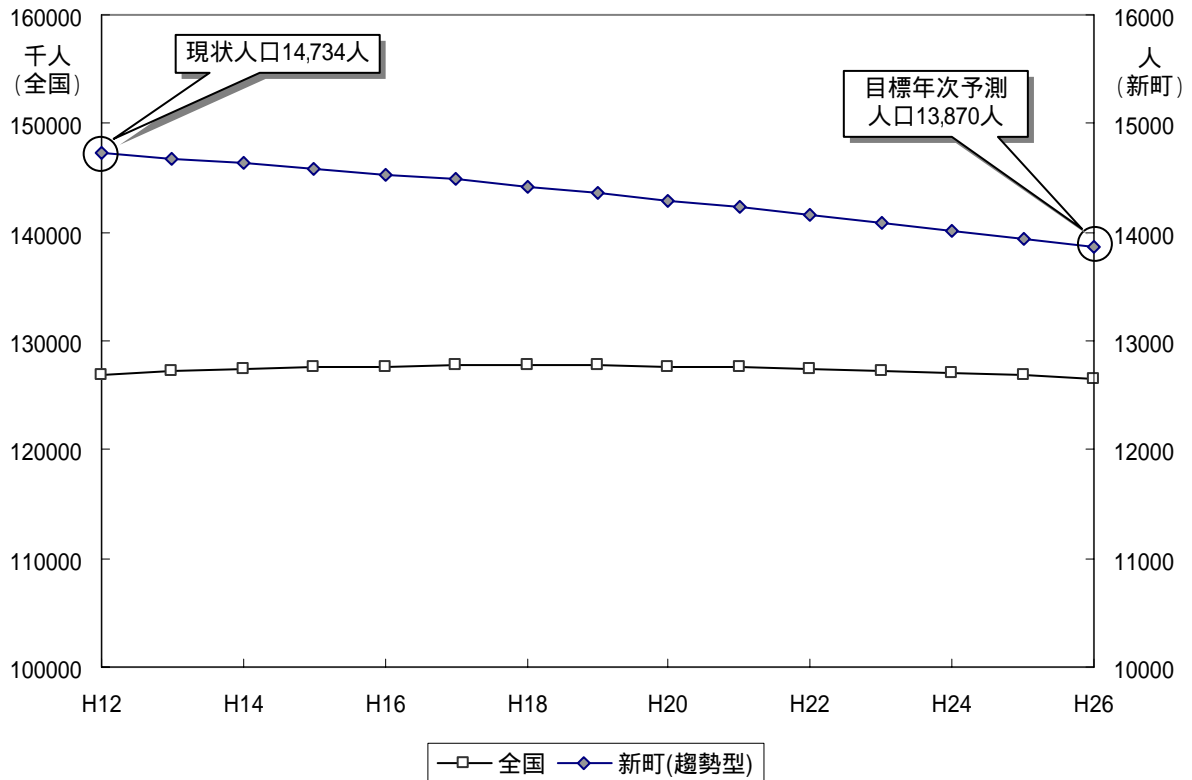
市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	産業別就業者割合(%)			年齢別(3区分)人口割合		
			1次	2次	3次	15歳未満	15~65歳	65歳以上
南部川村	94.18	6,626	56.3%	20.2%	23.5%	18.5%	57.4%	24.1%
南部町	26.08	8,108	28.1%	28.8%	43.1%	16.2%	60.8%	22.9%
2町村計	120.26	14,734	41.4%	24.7%	33.9%	17.2%	59.3%	23.5%
和歌山県	4,726	1,069,912	10.6%	26.4%	62.2%	14.9%	63.9%	21.2%
全国	377,873	126,925,843	5.0%	29.5%	64.3%	14.6%	67.9%	17.3%

資料：平成 12 年国勢調査

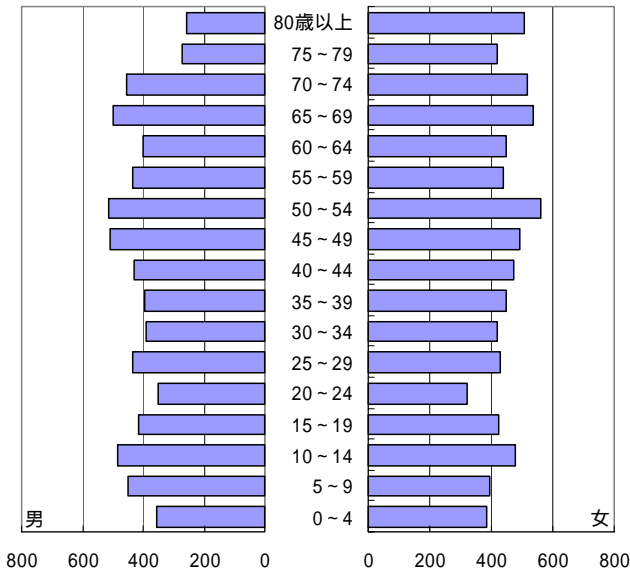
なお、国の推計によると、日本の人口は平成 10 年代後半をピークに減少をはじめ、平成 26 年には平成 12 年と同等の 1 億 2659 万人になると予測されています。

それに対し、南部町、南部川村の 2 町村では、1980 年代から既に人口減少が始まっており、今後も全国の推計よりも早いスピードで人口の減少が進み、合併 10 年後の平成 26 年には 1 万 4 千人弱（平成 15 年試算）と、現在より約 900 人、6%程度減少することが予測されます。

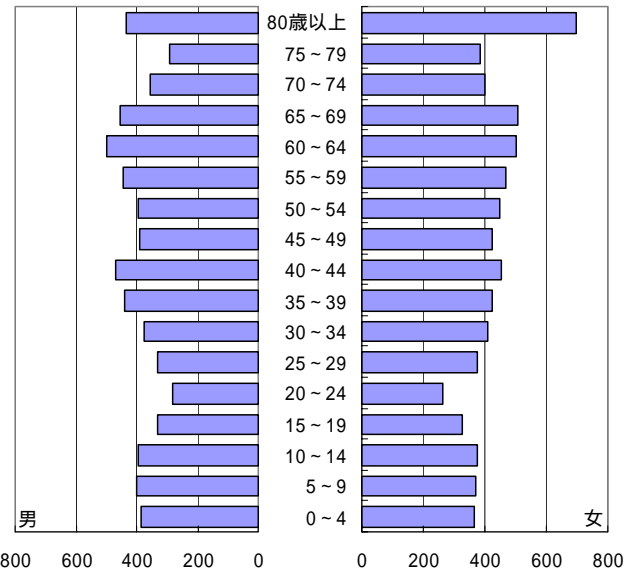
図表6 全国及び2町村の将来人口予測（国による推計などより作成）



図表7 H12年南部町・南部川村人口構成



図表8 H26年新町人口構成

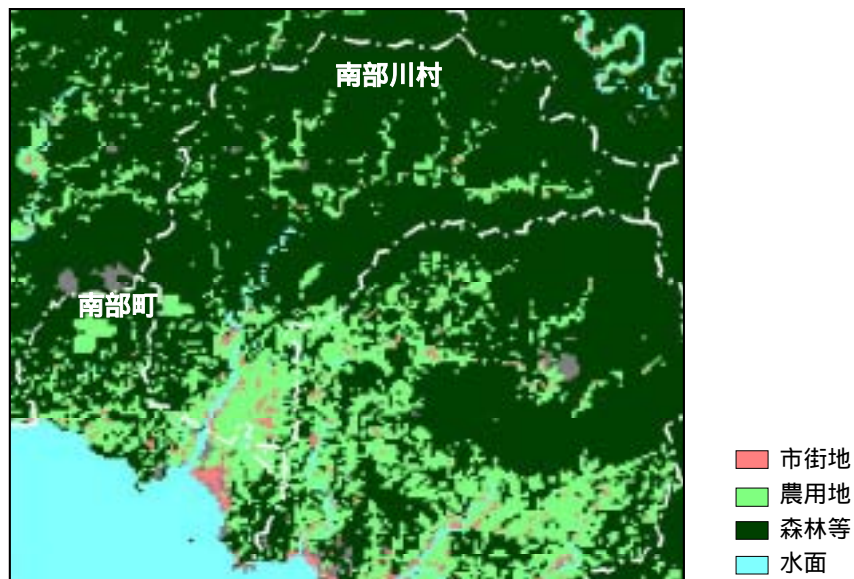


(3) 土地利用

当地域は紀州灘を臨み、南部川流域に広がる丘陵地、低地、山林地帯を含むバラエティに富んだ地勢を持つ地域で、丘陵地にひろがる梅林では日本一のブランドを誇る「南高梅」の栽培が盛んです。山間部は、森林、渓谷などの自然資源に恵まれており、温泉もあり「国民宿舎紀州路みなべ」「鶴の湯温泉」の二つの優良な温泉施設を擁しています。また南部川村の山間部では林業も盛んで、炭の最高級品である紀州備長炭の生産が盛んであり、日本一の備長炭の里としても有名です。また、黒潮洗う海岸部では、風光明媚な景観を誇り、海釣りをはじめとした海洋レジャーや漁業も盛んであり、千里の浜は貴重な自然資源であるアカウミガメの産卵の地としても全国的に有名です。

地目別に土地利用状況を見ると、7割程度が山林であり、当地域は森林面積だけで8,192haを占めています。また農地の割合が比較的高く2割程度を占めています。行政面積から森林、水面等を除いたいわゆる可住地面積は3,425haとなり可住地面積率は28.5%、可住地面積あたりの人口密度は430人/km²です。

図表9 南部町・南部川村の土地利用



上段：面積 (ha)
下段：割合

市町村名	農地	森林	水面等	道路	宅地等	その他	計
南部川村	1,645	7,084	181	248	100	160	9,418
	17.5%	75.2%	1.9%	2.6%	1.1%	1.7%	100.0%
南部町	753	1,108	228	114	142	263	2,608
	28.9%	42.5%	8.7%	4.4%	5.4%	10.1%	100.0%
合計	2,398	8,192	409	362	242	423	12,026
	19.9%	68.1%	3.4%	3.0%	2.0%	3.5%	100.0%

資料：国土交通省「国土数値情報」より作成

3 . 新町まちづくりの基本方針

(1) 新町の将来像

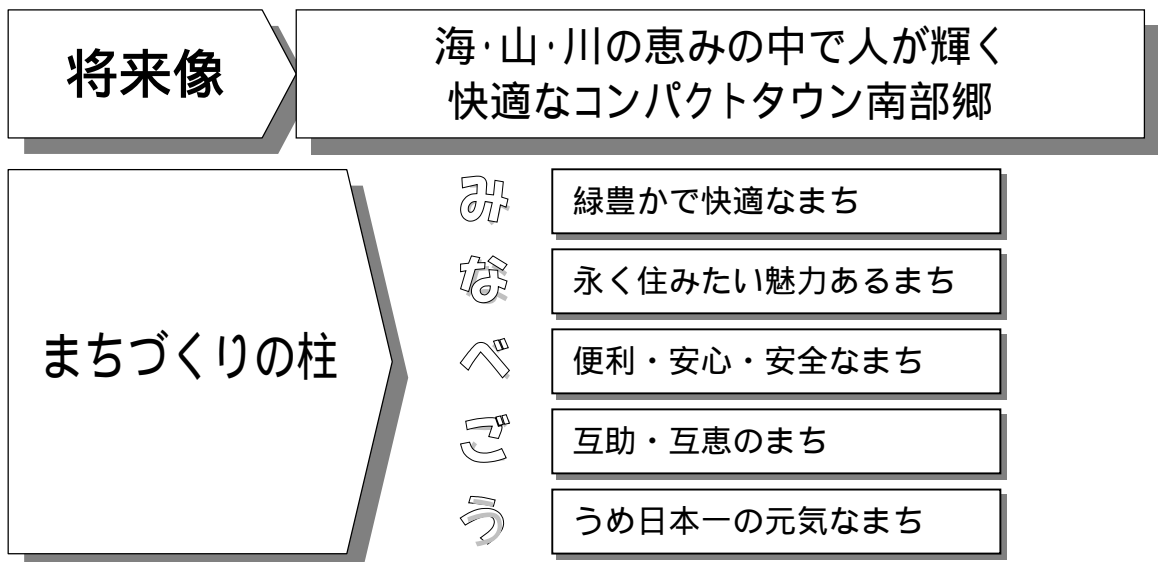
新町は南部川水系の豊かな自然の恵みを一身に受け、梅、備長炭、魚介といった特産品の生産などを生業とするまちです。特に、梅、備長炭の生産量は日本一であり、全国的にみても活力のある特徴的な町であると言えます。

森林、温泉、海など自然資源にも恵まれており、これらの自然資源がもたらす、潤い・安らぎ、交流、安心・安全など様々な公益的機能を身近に享受することができます。一方、中心市街地においては、一定の都市的機能が集積しており、買い物や食事、身近なアミューズメントなどの日常的な都市サービスも利用できるという豊かなライフスタイルを実現することができる地域です。

このようなそれぞれの町村の恵まれた環境（ひと・自然・産業など）が1つのまちとしてコンパクトにおさまることにより、個々の力が合わさってより活力に満ちた力強いまちになるとともに、コミュニティを重視したまちづくりを進めることが可能となります。行政面でも、農林漁業や商工振興、市街地整備、環境保全など各分野の施策を、地域の一体のものとしてバランスをとりつつ実施していくことが期待できます。

また、今日の社会的潮流のもとでは、各種規制緩和などによる選択の自由がもたらされる反面、都市や企業などの間の競争は激化しており、常に世の動向に配慮しつつ、地域などを運営していく必要に迫られています。JR 紀勢本線、白浜空港、近畿自動車道（H16 年開通予定）など広域交通網や情報基盤の整備を背景として、全国、世界とのひと・モノ・情報の交流を図りつつ、活力のある特徴的な町の輝きをさらに増していくことが望まれます。

したがって、新町の将来像とまちづくりの柱を以下のように掲げてまちづくりに取り組んでいきます。



図表 10 新町の将来像イメージ図



(2) 人口フレーム

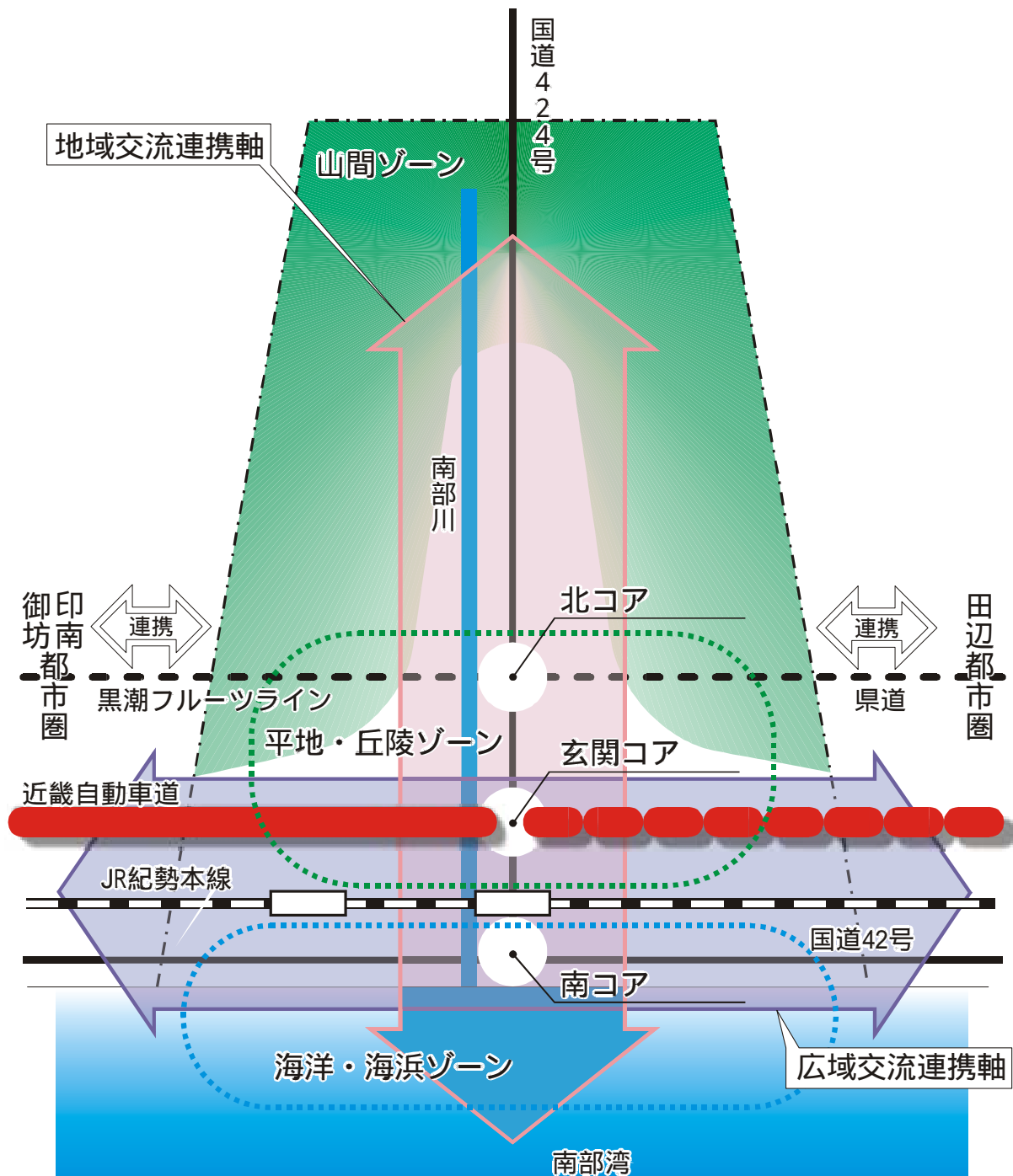
全国的に少子高齢化が進む状況の中で、現在の住民は今後も住み続ける施策の推進とともに、地域での仕事づくり等により若者の流出をくい止め、多自然居住地域として新町の魅力を発信し、都市からの移住者を受け入れるなど、現在の定住人口の維持向上を図ります。

また、魅力ある多世代居住等の推奨により、世帯数は現状程度の維持向上を目指します。

(3) 新町の地域構造

新町の地域構造は、まちの軸として「地域交流連携軸」、「広域交流連携軸」の2軸、ゾーンとして「海洋・海浜ゾーン」、「平地・丘陵ゾーン」、「山間ゾーン」の3ゾーンから構成され、軸の整備とゾーンの保全・整備を図りつつ、隣接都市圏の「田辺都市圏」、「御坊・印南都市圏」と連携することにより、新町の将来像を実現していきます。

図表 11 新町の地域構造



コア

まちとしての活力や住民の生活機能などを担う地域の拠点。

[北コア]

第二庁舎周辺において産業支援機能などを整備し産業の振興を図る拠点とします。

[玄関コア]

近畿自動車道周辺において地域の玄関口にふさわしい機能集積を促進するなど交流拠点とします。

[南コア]

第一庁舎周辺における公益施設の集積を生かし文化の振興を図る拠点とします。

ゾーン

土地利用を総合的かつ適切に進めていくための、地域の土地利用特性をもとにした空間のおおまかな区分。

[山間ゾーン]

自然環境の保全・再生により山間ゾーンの持つ公益的機能を高め、産業・生活に活用します。

[平地・丘陵ゾーン]

農、工、商、住宅など多様な土地利用を調和させつつ、効率的な空間活用を進めます。

[海洋・海浜ゾーン]

流域及び海岸線の環境の保全・再生により、美しい海を維持し、産業・生活に活用します。

軸

地域を貫く都市機能、交通機能や自然環境で町内や周辺都市との連携や交流などの機能を持つ。

[地域交流連携軸]

梅、炭、魚などの産業、海、山の自然、文化の交流・連携により、新町の活性化を図ります。

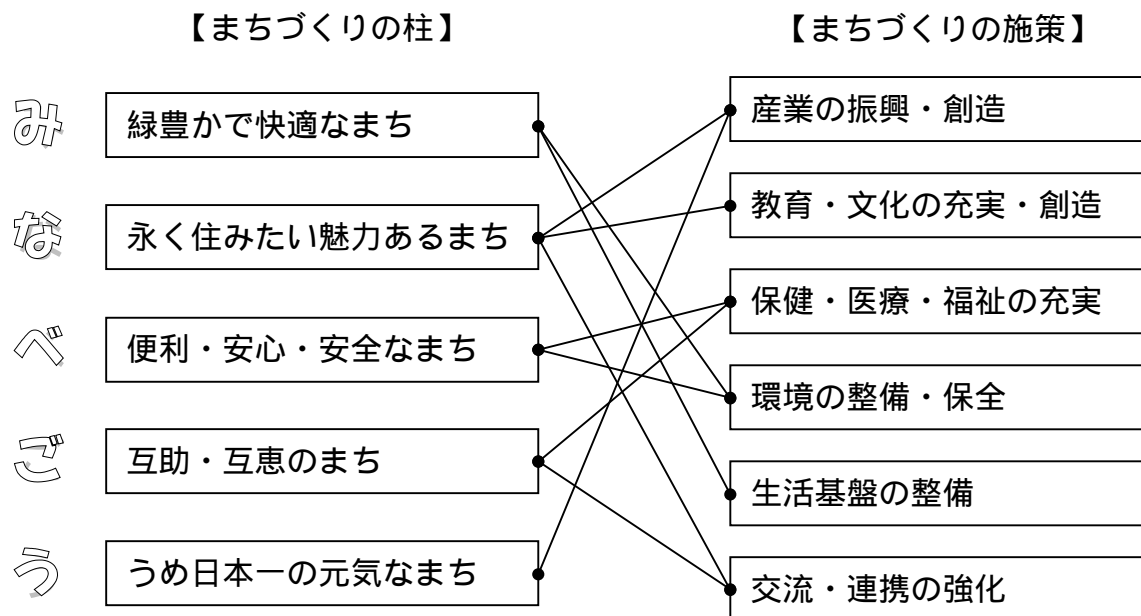
[広域交流連携軸]

田辺、御坊・印南都市圏等と連携し、相互補完するとともに紀南地域全体の発展を目指します。

(4) 新町まちづくりの施策と基本方針

新町の将来像を実現するためのまちづくりの施策及び基本方針は次のとおりです。

図表 12 まちづくりの柱と施策の関連



1) 産業の振興・創造

わが国の経済不況は回復の兆しが見えにくく、働く環境を取り巻く状況は厳しい状態が続いています。新町においては、梅産業をはじめ特徴的な産業によって地域経済が支えられていますが、今後とも持続的に発展していくために、既存産業の振興とともに、新しい分野の起業の支援を進めます。

2) 教育・文化の充実・創造

人々の価値観が多様化している中で、学校・家庭・地域社会との連携を通じて、お互いの個性を尊重し、思いやりの気持ちを持ったところ豊かなひとづくりを展開していくことが求められています。

新町では、こころ豊かなひとづくりをめざし、子どもから高齢者すべてのひとが自己実現できる環境づくりを進めます。また、ゆとりや個性、こころの豊かさ、生きる力を重視した教育・学習の場づくりを進めます。さらに、数多くの歴史的文化的資源に恵まれた、地域文化の振興を図るとともに、次世代に伝えるしくみづくりを進めます。

3) 保健・医療・福祉の充実

全国的に人口減少と高齢化が進展する中で、生きがいの持てる高齢社会と長寿志向、安心して子育てのできる社会と、一人ひとりの健康づくりが求められています。

新町では、高齢者や障がい者の住みよい環境づくりの施策とともに、きめ細かで総合的な子育て対策により、一人ひとりの主体的な健康づくりの支援、さらに高齢者や障がい者が生きがいや目標を持って暮らせ、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

4) 環境の整備・保全

地域全体の環境保全や住みよい生活環境づくりをはじめ、地域で安心して暮らせる体制づくりが求められています。

新町では、すべての人に住みよく、住み続けたいまち、自然資源の保全とともに環境にやさしく災害に強いまちづくりをめざします。

5) 生活基盤の整備

生活のあらゆる面で、安全性、利便性、さらに快適性の確保が求められており、従来から進めてきた道路や上下水道などの生活基盤の整備を引き続き進めます。

新町では、高速道路 I.C 周辺や幹線道路の整備のほか、子どもから高齢者まで安心して憩え遊べる公園や緑地の整備充実を進めます。

6) 交流・連携の強化

新町の個々の魅力ある地域をさらに魅力あるものとするため、町内の連携や交流を促進します。

また、近畿自動車道の開通や地域間幹線道路の整備により、圏域内や圏域間がより身近になることから、圏域全体の活力を向上するため、圏域内外はもとより、国内外も含めた交流・連携を促進します。

(5) 重点プロジェクト

新町まちづくりの重点プロジェクトは以下のとおりです。プロジェクトとは将来像実現や課題解決に当たって取り組んでいくべき施策・事業の組み合わせを示します。

梅産業の振興... 『うめ日本一の元気なまち』

新町の梅産業はブランド・生産量ともに日本一であり、地域の経済を支えています。しかし、近年、国内他産地の生産量増大、輸入低価格梅干しの増加などにより、紀州梅の消費についても楽観が許されない状況であり、その対策が課題となっています。今後とも地域を支える基幹産業として持続的に発展していくために、県立梅試験場を核として、公民協働により6次産業をトータル・コーディネートするという考え方のもとで施策を検討し実施していきます。

交流の場の整備... 『互助・互恵のまち』

新町は南部川の源流から河口まで一水系全てを包含することで、山の恵みと海の恵み（自然と人材）の両方を享受できる豊かな環境を有する町となります。これらの恵みを効果的に生活と融合させるためには相互の連携と交流が必要であり、交流の場の整備が求められます。

このため、合併により南部川村の村民センターを改修し、町民の交流の場として整備します。

また、野外イベント、遠足や老人会などの集まりなどで住民が憩える空間となる公園の整備、及び町内外の交流を円滑にするための道路整備など基盤整備を図ります。

さらに、山間地域において、自然林の復活、南部川水系の保全、山間地域、海地域の相互理解のための住民交流を目的とした、環境保全自然公園の整備を図ります。

中心市街地の魅力化と商業振興... 『便利・安心・安全なまち』

梅、炭、魚など他産業と商業の連携による商品・サービスの魅力化や、既存施設を有効活用したイベントの開催、若者の活動（音楽など）の空間（まちなかミニコンサート会場）の提供などにより、中心市街地の魅力化と商業振興を図ります。また、コミュニティバスの運行、公共施設の駐車場の休日開放などにより、中心市街地へのアクセスの確保を検討します。

なお、コミュニティバスは、通園・通学や、住民サービス施設へのアクセスも担い、中心市街地と町内各地を連絡します。

合併記念イベントの開催... 『永く住みたい魅力あるまち』

健康・福祉日本一の町の実現に向けた梅林ウォーク（仮称）の実施や、新産業の起業や消費拡大のPRを狙いとした、梅、備長炭、漁業による合同産業祭り（仮称、例：体験漁業&魚・梅・炭直販イベント）など、各分野において合併記念イベントを開催します。

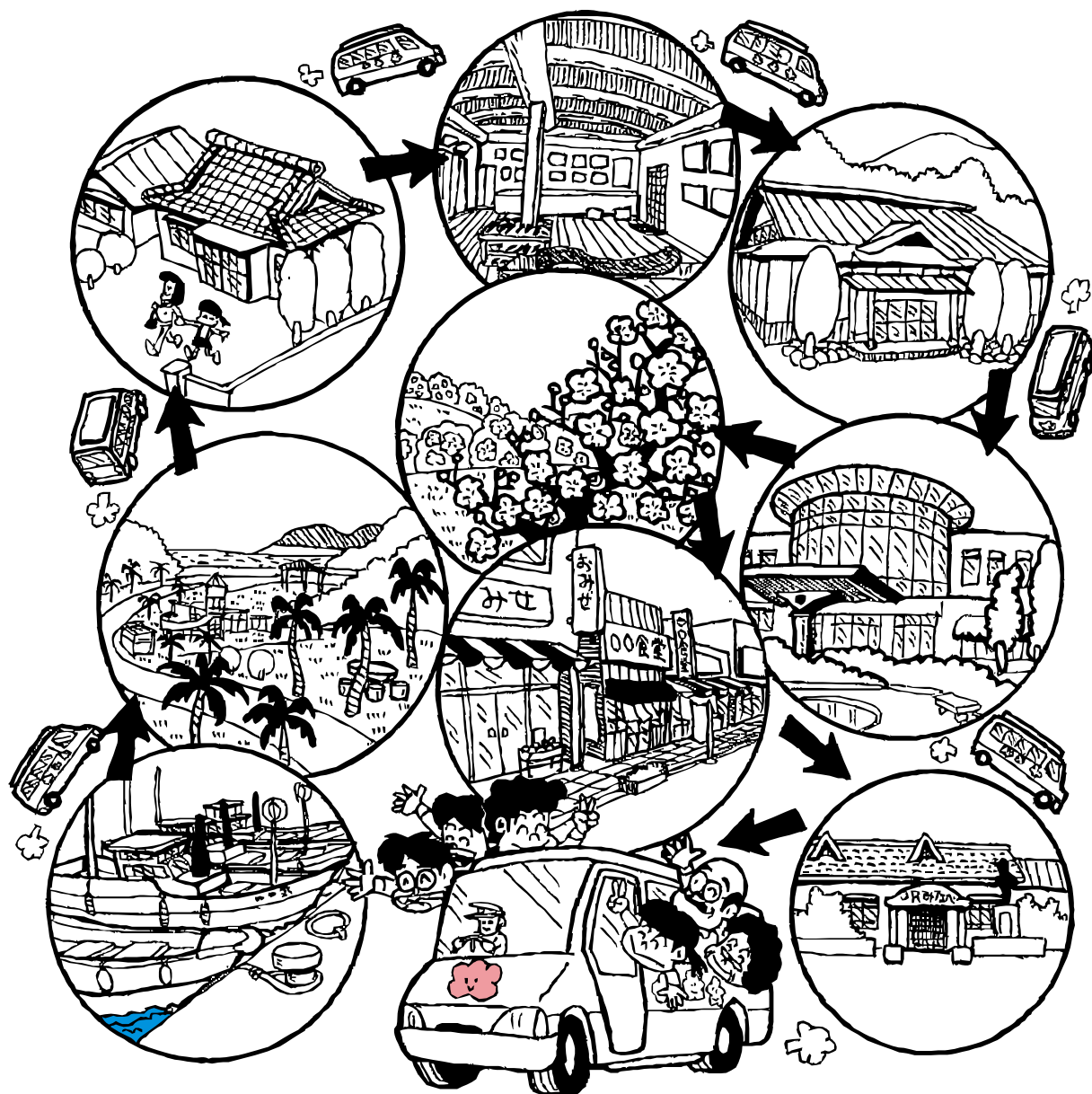
みなべ川フォーラム(仮称)の開催... 『緑豊かで快適なまち』

南部川上下流の新たな連携の構築をめざして、みなべ川フォーラム(仮称)を立ち上げ、それぞれの地域のまちづくり等住民組織の活動の相互交流や、ボランティア活動などを通じた人材育成、南部郷を取り巻く自然の保全と活用など全町での取り組みなどを進める場とします。またフォーラムの活動をより充実したものとするため、関係者の意向を踏まえNPO化についても検討します。

図表 13 重点プロジェクトと基本方針・事業の関連

基本方針 重点プロジェクト	産業の振興・創造	教育・文化の充実・創造	保健・医療・福祉の充実	環境の整備・保全	生活基盤の整備	交流・連携の促進
梅産業の振興						
交流の場の整備						
中心市街地の魅力化と商業振興						
合併記念イベントの開催						
みなべ川フォーラム(仮称)の開催						

図表 14 重点プロジェクトのイメージ（コミュニティバス関連）



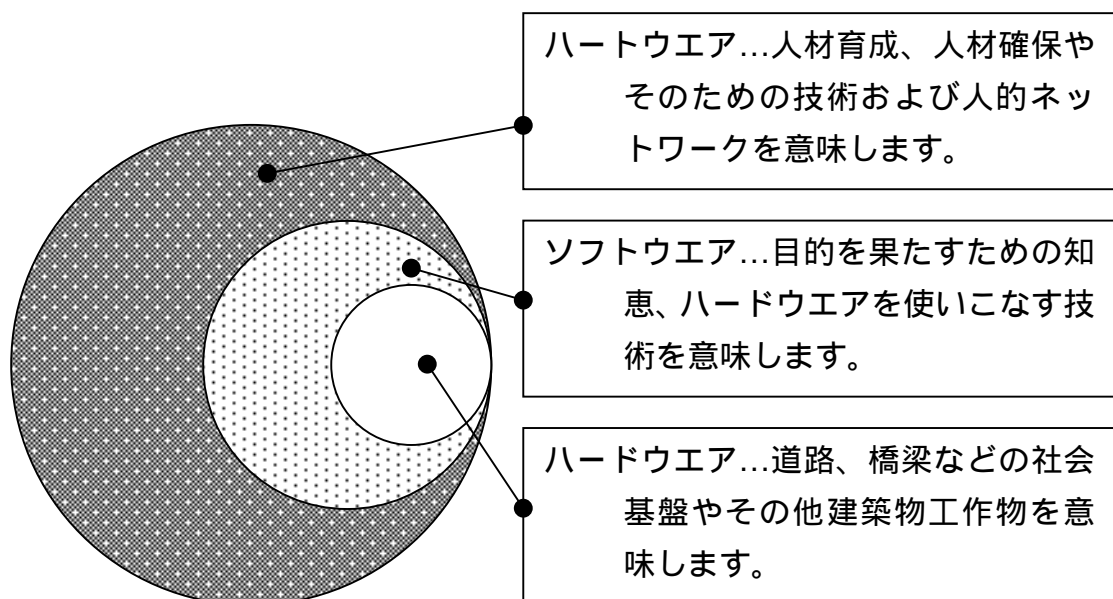
駅や図書館、商店街、梅振興館、保健センターや各種福祉施設など、新町「みなべ町」の公共施設を結ぶ身近な交通手段をイメージしています。

(6) 将来像実現の方策

従来のまちづくりは、行政が国や県の指導のもとに住民のニーズ等に応える形でハードウェアの整備を中心に進めてきました。近年は、社会の成熟化等により、住民ニーズが多様化し、かつ自己実現に関する分野での具体的な活動が増加しており、これまでのまちづくりでは十分な対応が難しくなっています。

今後、新町の将来像を実現するためには、交流と連携を支えるハードウェアの整備が不可欠ですが、それにもまして、これまでに蓄積されたハードウェアをいかに有効活用するかというソフトウェアが重要となります。また、ソフトウェアを操作する人材もソフトウェアと同等に重要となります。したがって、新町においては、ハードウェアとソフトウェア、さらにハートウェアが調和したまちづくりを進めていくことが必要です。また、まちづくりは、行政、住民、事業者がそれぞれの役割を十分に理解し、相互の協力により、進める必要があります。

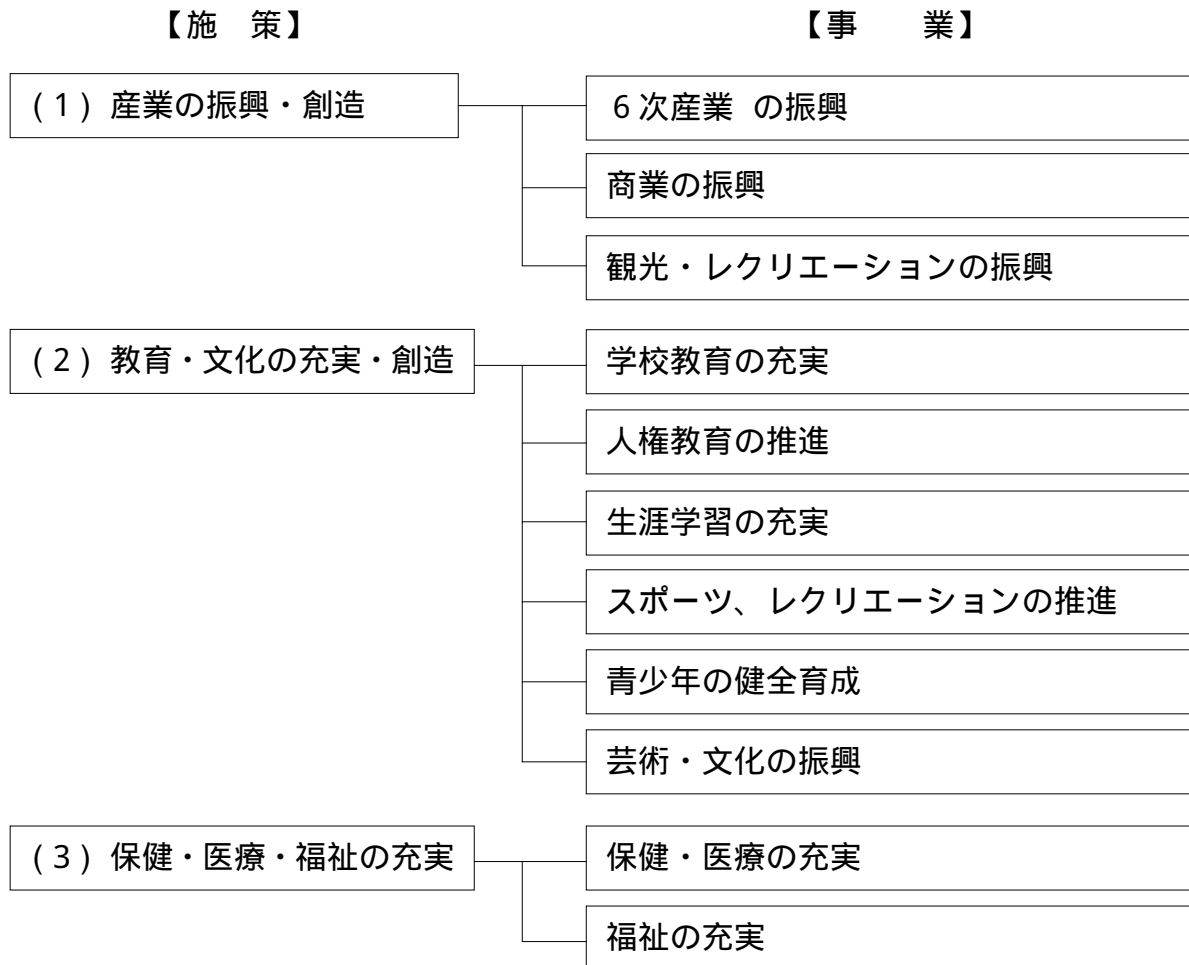
図表 15 まちづくりにおけるハートウェア・ソフトウェア・ハードウェアの関係



4 . 新町のまちづくり施策と事業

2 町村の迅速な一体化を促進し将来像の実現を図るため、基本方針に基づき、まちづくりの総合的かつ計画的な整備を推進するとともに、新町内の活性化に資する施策の展開を図るものとします。

図表 16 施策の体系



6次産業

新町の主な産業（梅、備長炭、漁業）は、栽培（1次産業）・加工（2次産業）・流通（3次産業）の全ての業態が整っています。1、2、3は足しても掛けても6になることから、業態・業種を超えてそれぞれが連携し、産業全体を盛り上げていくという意味を含めて6次産業と言い表します。

【施 策】

【事 業】



(1) 産業の振興・創造

6次産業の振興

《梅産業》

現在、梅産業は、国内外の産地との競争や梅の消費量の伸び悩み、生育不良、消費拡大に資する品質改良の研究や梅の成分効能研究、販促、商品開発などいくつかの課題を抱えています。このため、栽培・加工・流通、また公民が一体となって、生産基盤の整備、生産効率・輸送効率の改善、PR・販売促進、成分効能の試験研究などに取り組んでいきます。

《山産業》...生活文化産業

新町は紀州備長炭の生産が盛んであり、梅と並ぶ全国ブランドとなっています。この独自性の高い産業においても、燃料以外の生活関連や文化的な商品の開発を更に進める、体験交流型観光を導入するなど6次産業化することにより、振興を図っていきます。また、みどりの雇用事業などを活用し定住促進を図ります。

《海産業》...ふれあい交流産業

新町の沿岸域は、岩礁地帯が多く、イセエビ漁をはじめとした漁業が盛んです。今後は、生産基盤である漁場を造成整備し、合わせて資源管理を行うことで、安定的な漁業環境を構築するとともに、加工販売や地産地消、体験交流型観光の導入などにより6次産業化することにより、振興を図っていきます。

商業の振興

地域住民にサービスを提供する中心市街地における商業集積は、日常的な生活を支える重要な役割を担うとともに新町の「ハレ」の場となるよう、にぎわいとアメニティに富む空間を創出することによって振興を図っていきます。

観光・レクリエーションの振興

「国民宿舎紀州路みなべ」、「鶴の湯温泉」などを梅産業、山産業、海産業といった6次産業における体験交流型観光のベースキャンプとして位置づけ、相互連携することにより、観光・レクリエーション機能を強化していきます。

図表 17 産業の振興・創造に関する事業

施策名	主要事業名
6次産業の振興	農道整備事業
	ため池等整備事業
	農業基盤整備促進事業
	漁港漁村活性化対策事業
	林道整備事業
商業の振興	住民交流施設改築事業

(2) 教育・文化の充実・創造

学校教育の充実

次代を担う児童・生徒を育成するため、基礎的、基本的な教育内容を重視し、個性を生かし、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力、さらに創造力を伸ばす教育を進めます。また、全町対応の学校給食を推進します。

幼児及び義務教育環境整備のため施設の整備充実を図るとともに、耐震整備とともに老朽化した校舎などの補修、改修を推進します。

また、教育関係部署の集約を行い、教育行政のスムーズな運営を図るとともに、児童・生徒数の動向に対応した幼稚園や学校の配置及び規模の適正化を図ります。

人権教育の推進

人権についての正しい理解と認識を深めるために、人権教育プログラムの整備充実、人権教育の場の確保、人権教育に関する身近な指導者の育成などを進め、学校教育や生涯学習を通して人権学習を積極的に推進します。

生涯学習の充実

生涯学習関連施設や機関との連絡調整、学習情報の提供、学習相談、人材の発掘など事業のネットワーク化を図る中で、図書館など既存施設を中心に住民の学習ニーズをより満たせるよう、施設の効率的な活用と整備を図ります。また、自発的な学習者が同じ目的を持って仲間と自主グループを作り、ともに学ぶ楽しさや喜びを共有し、継続して学習内容を深められるよう、学習グループの育成と組織化の支援を進めます。

スポーツ、レクリエーションの推進

スポーツを通して、心身の健全な発達に資するとともに、豊かな人間関係の形成、相互の親睦を図ることを目的に、誰もが年齢にあったスポーツを気軽に親しめるよ

う、スポーツ関係団体と連携し、生涯スポーツの振興と指導者の養成などに努めます。また、各ライフステージに応じて、健康の維持・増進に努めます。

青少年の健全育成

青少年が創造性を育み、社会性と豊かな人間性を身につけることができるよう、多様な活動のできる機会や場を確保し、自然や地域とのふれあい、学校外のさまざまな人びととの交流ができる機会の提供に努めます。

芸術・文化の振興

熊野古道のなかで海を身近に感じられる千里の浜や千里観音、高田土居城跡や平須賀城跡など、歴史のロマンを秘めた名所・旧跡が数多く息づいており、これら貴重な歴史文化的遺産の管理・保存・修復などにより、歴史と伝統に息づいた芸術・文化環境の充実を図ります。

また、各歴史・文化施設間のネットワーク化を推進し、芸術・文化情報の収集、提供に努めるとともに、各施設における自主事業の充実を図ります。

図表 18 教育・文化の充実・創造に関する事業

施策名	主要事業名
学校教育の充実	幼稚園改築事業
	小中学校改築事業
	学校給食事業
生涯学習の充実	図書館、公民館等増改築事業
芸術・文化の振興	文化財・遺跡保存事業

(3) 保健・医療・福祉の充実

保健・医療の充実

医師会、保健所等の協力を得ながら、健康の増進から疾病の予防、早期発見、治療、リハビリテーションまでの一貫した保健医療体制の連携を図るとともに、住民の検（健）診受診の効率アップ、充実した各種保健事業の推進を図ります。

福祉の充実

福祉施設の整備を推進するとともに、生活の場と社会参加の場を結ぶコミュニティバスの整備など、自立した個人が地域住民としての「つながり」と尊厳を持ちながら、家庭や地域で、安心して充実した生活が送れる地域社会の構築に努めます。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域において、いきいきと生活でき活力の

ある社会づくりを進めるために、在宅福祉サービスの充実など介護サービスの基盤整備を図っていきます。

老朽化した保育施設の建て替えにより、近年、少子化、核家族化、女性の就労環境の変化に伴い、住民の多様化する子育てニーズへ対応するとともに、子育てへの負担感や育児不安の解消を図ることをねらいとして、子育ての中の親や子が気軽に集い、交流し、語り合いながら日頃の悩みや不安をいやす場づくりなど総合的な子育て支援を進めます。

図表 19 保健・医療・福祉の充実に関する事業

施策名	主要事業名
福祉の充実	精神・知的・身体障がい者施設等支援
	保育所改築事業

(4) 環境の整備・保全

自然環境の保全と活用

新町を取り囲む山並みと海は南部川を介して一つにつながり、多様な生態系（生物種）を育み、おいしい水・おいしい空気など快適な生活と豊かな産業を営むうえで欠かすことのできない恩恵をもたらしています。このような豊かな自然を新町の貴重な財産として再認識し、公民協働で水源かん養対策など積極的な保全と計画的な活用に努めます。

河川の整備

河川の整備にあたっては、災害から住民の生命と財産を守るため、河川の改修整備を促進するとともに、河川周辺を快適な生活環境の一部としてとらえ、うるおいのある水辺空間の創造、水辺環境の保全に努めます。

下水道の整備

南部川や南部湾といった公共用水域の水質を守るなどの目的から、公共下水道、農業集落排水等の事業を進めていますが、全体の進捗率は低いため、さらなる整備を進めていきます。

衛生環境の充実

ごみの減量や省資源化・リサイクルの推進など、積極的な循環型社会の実現をめざすとともに、処理体制の改善を図ります。

し尿処理については、収集・処理体制の適正な維持管理を進めます。

防災・交通安全・防犯等の推進

21世紀前半の発生と多大な被害が予想される南海地震をはじめ、暴風雨等災害に関する予報・警報の発令及び伝達、消火・水防救助・衛生等の災害予防及び災害応急復旧対策等全般について処理すべき事項や対策等、総合的・計画的な防災行政の整備と推進を図り、防災体制の万全を期します。

交通安全対策については、交通安全教育を徹底し、交通安全意識や交通マナーの啓発・高揚に努め、特に通学路における交通安全を確保するため、自転車歩行者道の整備及び歩道や街灯の設置など、交通安全施設の整備を推進します。

防犯対策については、地域ぐるみによる防犯活動意識の啓発・高揚に努め、住民コミュニティによる積極的な活動を促進するとともに、地域、家庭、学校などの関係機関が協働して活動するための基盤整備を図ります。

景観形成の推進

公共施設の改修をはじめ、民間開発などにあたっては、新町の自然や歴史的環境を生かしつつ、景観に配慮したデザインや色彩などを誘導し、周辺の景観との調和に努め、また段差の解消など人に優しいデザインに配慮することにより、快適でうるおいのあるまちをめざします。

図表 20 環境の整備・保全に関する事業

施策名	主要事業名
下水道の整備	公共下水道事業
	合併浄化槽等整備事業
防災・交通安全・防犯等の推進	防災行政無線施設統合整備事業
	防災対策事業

(5) 生活基盤の整備

都市環境の整備

新町の玄関機能を有する駅及び駅周辺について、交通処理や住民の利便性向上の面から、さらには中心市街地のコミュニティの核として機能させるために、総合的な整備を進めていきます。

さらに、高齢者や障がい者をはじめすべての人々が安心して利用できるよう道路や通路の段差解消などバリアフリー化を進めます。

道路網の整備

新町の経済活性化を推進し、安全で快適な住民生活を確保するため、新町の内外を結ぶ道路網の整備を進めます。

地域間・地域内拠点間を連絡する国道424号、主要地方道、一般県道の整備促進に努めます。特に、北コアとなる第二庁舎周辺と田辺都市圏、御坊・印南都市圏の連携強化を図るため、黒潮フルーツラインと県道の連絡を推進します。

また、住民生活の利便性の向上や産業活動の円滑化を図るため、道路等については、近畿自動車道へのアクセスや公共施設の配置、防災機能、交通安全対策などに配慮し、年次的・計画的に整備を推進します。特に、合併に伴い、各公共施設等へのアクセス向上を図るための道路橋梁整備の推進に努めます。

公共交通の整備

地域住民の利便性確保のために、関係機関とともに JR 紀勢本線南部駅の整備を図ります。

また、高齢者等の交通弱者の利便性向上などを図るため、身近な交通機関としてコミュニティバスの整備を検討します。

さらに、公共交通機関の利用増進のため、関係機関に利便性向上のための要請を行うとともに、住民に対しては公共交通機関の利用増進にむけた啓発を行います。

上水道の整備

上水道・簡易水道については、老朽化や漏水対策のため、新たな水源地の確保や浄水場の改善や配水池の整備、給水管の敷設替えを進めていきます。

公園の整備

地域住民の憩いの場、レクリエーション活動の場としての公園を、地域の特性と自然環境との調和を保ちつつ、整備します。

情報・通信の整備

山間地域の一部において携帯電話通信不可能地域があるため、住民の利便性、防災面や緊急時の対応面から、不可能地域の解消を図っていきます。

住環境の整備

既設の公営住宅については、高度成長期に集中して整備されたものが多いため、老朽化による建て替えや高齢者に優しいバリアフリー対策など設備の改修を図っていきます。

また、土地利用転換の動向を踏まえつつ、今後とも適切な宅地の供給などを支援

し、良好な住環境を整備していきます。

行政サービスの機能強化

総合行政ネットワークの対応に向け、電子申請の統一システムの構築を図ります。インターネットを通じて、住民から自治事務等の申請・届け出の受付を行い、それによる内部情報事務のペーパーレス化、電子化を進めます。さらに、主要公共施設の高速度通信ネットワークの構築、各種サービスの提供のためホームページを通じて広く住民に情報提供を行います。

図表 21 生活基盤の整備に関する事業

施策名	主要事業名
道路網の整備	道路改修、橋梁改修事業
公共交通の整備	コミュニティバス事業
上水道の整備	上水道事業
	簡易水道事業
公園の整備	公園整備事業
	(合併記念環境保全自然公園整備事業)
情報・通信の整備	移動通信用鉄塔施設整備事業
住環境の整備	公営住宅改善事業
行政サービスの機能強化	電算統合事業
	地域公共ネットワーク基盤整備事業

(6) 交流・連携の促進

町内の連携・交流の促進

山と海の豊かな自然を活用して、新たな産業興し、町おこし、人材育成などを進めていくため、町内の地域の連携や交流を高め、活力のある魅力的な地域社会づくりを進めていきます。

紀南地域の連携・交流の促進

複雑化、多様化する社会経済情勢の中で、まちの持続的な活力の維持を図るために、圏域レベルの連携・交流を促進し、圏域の中における新町の役割を果たし、生産機能、都市機能、交流機能など様々な面で相互に補完しあい、圏域全体の発展を目指していきます。

国内の連携・交流の促進

「南高梅」、「備長炭」など日本一のブランドのPRなど積極的な情報発信により、

この地を訪れる人々に地域の良さを理解してもらい、継続的な交流が図れるような、地域のファンづくりを進めます。

国際交流の促進

本格的な国際社会の到来に対応した国際的視野を持った人材を育成するとともに、住民・民間レベルでの相互理解の深化・親展を図るため、国際交流の充実に努めます。

図表 22 交流・連携の促進に関する事業

施策名	主要事業名
町内の連携・交流の促進	環境保全基金積立事業
	村民センター改築事業

5 . 新町における和歌山県事業の推進

4 で整理した主要施策のうち和歌山県が主体となって実施する事業について再整理します。

図表 23 新町における和歌山県事業

施策名	主要事業名

6 . 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次検討・整備していくことを基本とします。

図表 24 公共的施設の配置図



7 . 財政計画

前提条件

新町における財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等により、普通会計ベースで作成したものです。

(歳入)

(1) 地方税

町税として、これまでどおりの歳入を見込んでいます。

(2) 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例(合併算定替)により算定し、合併に係る交付税措置(合併特例債への措置等)を見込んでいます。

(3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定しています。

(4) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績等により算定しています。

(5) 繰入金

財政調整基金及び減債基金からの繰入金を活用しています。

(6) 地方債

地方債については、新町まちづくり計画における主要事業の実施に合併特例債及びその他の起債を活用しています。また、従来からの臨時財政対策債・減税補填債を見込んでいます。

(歳出)

(1) 人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することにより、一般職職員の削減及び合併による特別職職員の減を見込んでいます。

(2) 物件費

物件費については、2 町村の共回事務費の減（委託料など）により、合併後 10 年間で約 3 割の削減を目標としています。

(3) 扶助費

扶助費については、高齢者福祉への対応等を見込んで、過去の実績等により算定しています。

(4) 補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定しています。

(5) 公債費

公債費については、平成 16 年度までの地方債に係る償還予定額に、平成 17 年度以降の新町まちづくり計画における主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込み額を加えて算定しています。

(6) 繰出金

繰出金については、老人保健事業や介護保険事業等への繰出金を見込んでいます。

(7) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新町まちづくり計画における主要事業に係る普通建設事業及び主要事業以外の普通建設事業を見込んでいます。また、南紀用水事業費の償還予定額も含めています。

歳入

(単位:百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地 方 税	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406
地 方 譲 与 税	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82
利 子 割 交 付 金	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
地方消費税交付金	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
自動車取得税交付金	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
地方特例交付金	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71
地 方 交 付 税	3,330	3,304	3,331	3,409	3,449	3,424	3,387	3,396	3,413	3,443
交通安全対策特別交付金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
分担金及び負担金	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
使用料及び手数料	178	178	180	180	180	183	182	180	180	178
国 庫 支 出 金	754	754	754	754	754	754	754	754	754	754
県 支 出 金	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361
財 産 収 入	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
繰 入 金	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9
諸 収 入	151	149	135	119	119	118	117	110	107	107
地 方 債	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441
歳 入 合 計	8,024	7,996	8,009	8,073	8,113	8,090	8,052	8,051	8,065	8,093

歳 出

(単位:百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 件 費	1,418	1,428	1,463	1,469	1,419	1,403	1,395	1,327	1,304	1,217
物 件 費	1,006	996	993	991	942	927	878	854	776	695
維 持 補 修 費	54	54	54	55	55	56	56	56	57	57
扶 助 費	337	341	346	352	357	363	368	375	381	388
補 助 費 等	858	932	946	956	924	866	839	843	853	863
公 債 費	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569
普 通 建 設 事 業 費	2,204	2,054	1,944	1,961	2,092	2,141	2,167	2,247	2,325	2,498
積 立 金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
投資及び出資金・貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 出 金	576	619	691	720	753	762	776	777	799	804
歳 出 合 計	8,024	7,996	8,009	8,073	8,113	8,090	8,052	8,051	8,065	8,093